収　入

印　紙

集合債権譲渡契約書

　譲渡人〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と譲受人〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、以下のとおり、集合債権譲渡契約を締結する。

　（集合債権譲渡）

**第１条**　甲は、乙に対する令和〇年〇月〇日付金銭消費貸借契約に基づく貸付金債務〇〇〇〇円を担保するため、第三債務者〇〇〇〇（以下、「丙」という。）に対し、乙が現に有し、かつ将来取得する売買代金債権（以下、「本件債権」という。）金〇〇円を限度として譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

　（譲渡の通知）

**第２条**　甲は、丙に対し、遅滞なく本件債権を乙に譲渡した旨を通知し、又は丙の承諾を得なければならない。

２　前項の通知又は承諾は、確定日付ある証書をもってしなければならない。

　（保証）

**第３条**　甲は、乙に対し、本件債権が、第三者の担保に供されていないこと、及び瑕疵がないことを保証する。

　（解除）

**第４条**　丙が本件債権を弁済期に弁済しなかったとき、又は、第２条の通知又は承諾をするまでに甲に対して生じた事由をもって乙に対抗したときは、乙は何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

　（損害賠償責任）

**第５条**　甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（反社会的勢力の排除）

**第６条**　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

　(1)　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

　(2)　反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

　（協議解決）

**第７条**　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

　（合意管轄）

**第８条**　甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　甲と乙は以上のとおり合意し、その成立の証として、本契約書2通を作成し、各自、署名又は記名捺印の上、各１通宛所持するものとする。

　令和〇年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞